

国勢調査の変更に関する審査メモ

	頁
1 計画の変更に係る事項	—
(1) 報告を求める事項の追加・削除	—
ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加	3
イ 「テ 住宅の床面積」等の削除	5
(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等	—
ア 調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）	8
イ 調査方法の変更	—
(ア) オンライン調査の全国展開	10
(イ) 任意封入方式の導入	12
(ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否	15
(エ) 調査員による他計報告調査の併用	16
ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策等	19
(3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更	22
(4) その他	—
・ 東日本大震災に伴う計画の一部変更	33
・ その他	34
2 特記事項に係る事項	—
(1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況	
(2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況	35

(1) 報告を求める事項の追加・削除

ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加

ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加

【変更の概要】

東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため、従来、大規模調査^(注1)のみで把握していた両調査事項について、簡易調査^(注2)においても追加する。

(注1) 法第5条第2項本文の規定に基づき10年ごとに行う人及び世帯に関する全数調査であり、西暦の末尾が0の年に実施されている。

(注2) 法第5条第2項ただし書の規定に基づき大規模調査年から5年目に当たる年に簡易な方法により行う全数調査であり、西暦の末尾が5の年に実施されている。

【審査結果】

「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」は、両調査事項の組み合わせにより、各地域に住んでいる人たちの定住の度合いや、どの地域からどの地域にどれだけの数の人が移り住んだかという人口の地域間移動に関する資料を得るための項目であり、平成12年の本調査から大規模調査時のみ調査を実施してきた。

したがって、両調査事項は、簡易調査年である平成27年の本調査では、本来、調査事項にならないものである。

しかし、平成27年の本調査の調査時点（平成27年10月1日）と前回調査となる平成22年の本調査の調査時点（基準期日：平成22年10月1日）との間に、本邦は、東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害を受け、今までにない人口移動が起こっている。

このため、統計局は、平成27年の本調査の調査時点からみると「5年前の住居の所在地」は、東日本大震災発生5か月前の住居の所在地となることから、平成27年の本調査において「5年前の住居の所在地」及び「現在の住居における居住期間」を調査事項とすることにより、東日本大震災を挟んだ5年間における、東日本大震災という特殊要因を含んだ我が国の人口移動の状況が、移動者の属性などのデータとともに地域別に把握できることとなり、こうした調査事項は大規模災害等の発生時における被害状況の把握・影響の推計や、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとして極めて有用なものとなるとしている。

また、統計局は、「5年前の住居の所在地」を活用した人口の転出入状況に関する結果の集計である「人口移動集計」は、調査事項同様に大規模調査時のみ集計するものであったが、簡易調査である平成27年の本調査でも本調査事項を把握することから、集計を行うことを予定している。

さらに人口移動集計においては、東日本大震災が人口移動に与えた影響を把握するため、集計表（1表：5年前の常住市区町村、現在市区町村、男女別人口－都道府県）

の表章区分を市区町村とするほか、5年以内に移動した者のうち、同一市区町村内で移動した者について詳細な移動が把握できる集計表の作成を予定している。

こうした調査事項の追加や集計表の充実については、東日本大震災が人口移動に与えた影響の詳細な把握・分析等に非常に有用なものと認められることから、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

〈確認事項〉

調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有効性についての検討はどのようになされ、その検討結果はどのようなものか。震災による人口移動と震災以外の理由による人口移動とをどのようにして区別するのか、複数回の転居を行っている世帯の転居の状況の把握方法等。

いる。

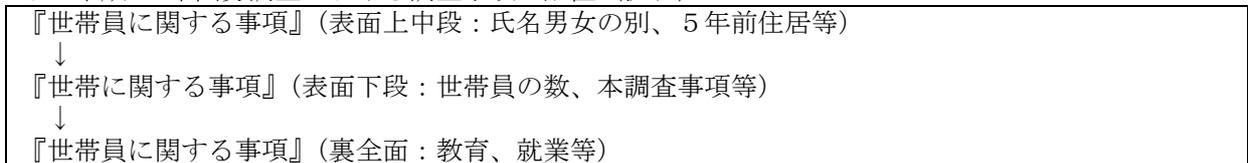
さらに、本調査事項は、平成 22 年の本調査において、選択肢の単位を「平方メートル」としていたが、「坪」と勘違いした回答^(注)も多くみられた。

(注) 町営住宅などは、地方公共団体がその建物の㎡数を把握している(行政記録情報)ことから、調査票の審査の段階で、世帯が勘違いし坪で記載したことが判明した事例があったと統計局は説明している。

さらに、共同住宅などは、広告などの情報を基に審査する上で、74 ㎡のところを「20~30 ㎡」(「坪」勘定では、1 坪 3.3 ㎡)に記載しているなど、坪での勘定を行っているケースが見られたところであるとしている。

他方、平成 22 年の本調査の調査票では、本調査事項を含め「世帯に関する事項」の調査票上の配置は、次のとおり調査票表面下段に配置し、「世帯員に関する事項」の質問の流れに割って入るような、ある種不自然な流れとなっていた。

○ 平成 22 年国勢調査における調査事項の配置(流れ)

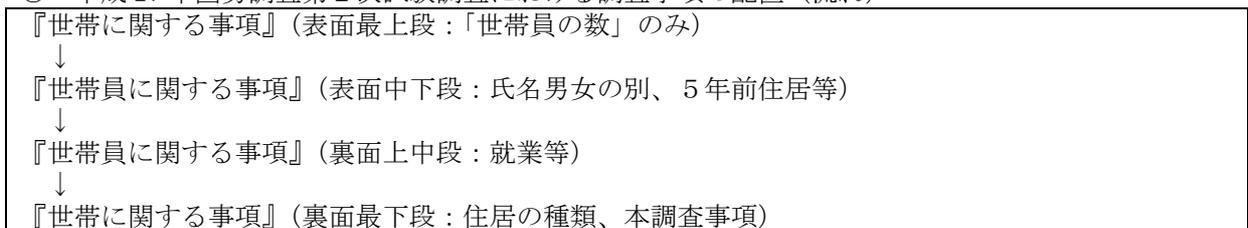


これらのことを踏まえ、本調査事項については、記入状況の改善及び設問の不自然さの解消のため、平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査(以下「2 次調査」という)では、設問を次のような配置とし、世帯員に関する事項の回答に係る流れを止めない工夫を行うとともに、本調査事項については、

- ① 本調査全体に対する世帯の忌避感を醸成しないように最後の調査事項とする、
- ② 平成 17 年の本調査まで聞いていた下一桁まで記載する方式と平成 22 年の本調査で導入した選択肢方式を比較するため前者の記載方式とする。

ことにより、検証を行った。

○ 平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査における調査事項の配置(流れ)



(注) 平成 27 本調査調の調査事項の配置においては、世帯に関する事項(世帯員の数及び住居の種類)は、表面最上段に集約した。

表 2 次調査における本調査事項

15 住宅の床面積の合計(延べ面積) (小数点以下は、四捨五入)
• 居住室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます
• 営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください
平方メートル
又は
坪

しかし、2 次調査の結果、本調査事項は記入不備のある割合が 17.4%と最も高く、設問の配置の工夫を持ってしても記入状況の改善を図ることは難しいことが確認された。

一方、平成 27 年の本調査では、東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を新たに調査事項として追加する（前述ア参照）ことから、記入者の負担軽減を図ることが求められている。

以上の状況を総合的に勘案し、統計局は、従来、大規模調査及び簡易調査の双方において把握していた本調査事項については、記入者負担の軽減や円滑な調査の実施を図る観点から、大規模調査年のみで把握する調査事項とし、簡易調査である平成 27 年の本調査の調査事項からは削除することとしている。

これについては、報告者の負担軽減等の観点からおおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

〈確認事項〉

本調査事項について、大規模調査及び簡易調査双方において把握する調査事項（5年周期）から、大規模調査でのみ把握する調査事項（10年周期）に変更した場合、統計利用者の結果利用の観点から支障は生じないか。

2 「ケ 在学、卒業等教育の状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」の削除 【審査結果】

「ケ 在学、卒業等教育の状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」は、従前から大規模調査時の調査事項としている事項であり、簡易調査である平成 27 年の本調査の調査事項から削除するものであり、適当と考える。

表 「ケ 在学、卒業等教育の状況」の削除

平成 22 年の本調査	平成 27 年の本調査
<p>8 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在学校に在学しているかどうかについて記入しうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください 専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の 9 ページを参照して記入してください 	削除

表 「従業地又は通学地までの利用交通手段」の削除

平成 22 年の本調査	平成 27 年の本調査
<p>11 従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 二つ以上の交通手段を利用している場合は該当するものすべてに記入してください 	削除

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア 調査組織の変更

ア 調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託）

【変更の概要】

大規模な集合住宅や社会福祉施設等（以下「集合住宅等」という。）においては、管理会社や施設の運営法人等（以下「管理会社等」という。）の従業員に調査員業務を委託することにより、調査をより円滑に実施できるとの意見が都道府県及び市町村から多く寄せられているため、集合住宅等における調査員業務について、管理会社等への委託が可能となるように変更する。

（注）集合住宅等の管理人などに対しては従来から調査員になってもらうことを依頼していたところであるが、管理人が管理会社等に雇用されている場合は、調査員報酬を受け取ることができないとの理由から受諾してもらえないことが多かった。

表 調査組織の変更新旧

新	総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員（又は民間事業者）－世帯
旧	総務省－都道府県－市町村－指導員－調査員－世帯

【審査結果】

統計局は本調査に限らず、統計調査において集合住宅等の管理人等を調査員として任命した場合は、当該集合住宅等と関係ない者を調査員とした場合に比べ、調査対象世帯の忌避感等が少なく、居住確認等の調査員業務を円滑に行うことができるとしている。

このようなことから実査を担う市町村では、調査員確保の際に集合住宅等の管理人等に調査員となってもらうことを依頼する場合も多い。一方、管理会社等に雇用されている管理人等の中には、調査員業務を行うこと自体は可能だが、調査員（公務員）としての報酬を直接市町村から受け取ることができないので、管理会社等に支払って欲しいという要望がなされる場合がある。

しかし、本調査では従前から調査員としての報酬は、調査員本人に支払うこととなっている^{（注）}ため、結果的に、管理会社等に雇用されている管理人等に対し調査員業務を行ってもらえない事例が多く発生している。

（注） 人事院規則 9－7

第1条の2 略

2 職員の給与は、法律又は規則によって特に認められた場合を除き、直接その職員に支払わなければならない。

※ 本調査の場合、規則等により職員以外に給与を支払うこととはなっていない。

この場合、管理人等に対し当該集合住宅等に居住する世帯の中から調査員を選定するための協力を依頼する場合もあるが、世帯の中から調査員を選定することも困難になってきている。こうしたことから、集合住宅等における調査員業務の取扱いに関し市町村から、都道府県等を通じて改善を求める要望が寄せられている。

統計局では、このように集合住宅等の管理人等が所属する管理会社等との間で調査員業務の委託契約を締結し、当該業務に対する報酬を当該管理会社等に支払い、集合

住宅等の管理人等に調査員業務を行わせることにより、円滑な調査実施が可能となるとしている。

このようなことから、2次調査では東京都中央区のマンションのみで構成する2調査区において、マンションの管理会社と当該委託契約を締結し、集合住宅等の管理人等に調査員業務を行わせる方法で調査を実施した。

管理会社へ委託を行った2調査区（以下「委託調査区」という。）と委託していない調査区（以下「それ以外の調査区」という。）について、調査票の回収状況を比較すると、調査員回収では、委託調査区の回収率がそれ以外の調査区のものの約2倍となっており、また郵送回収やオンライン回答を含めた全体の回収率でも、委託調査区の回収率が、それ以外の調査区と比べ高い結果となっている。

表 調査票回収の有無、調査票の回収方法、調査区別世帯数及び割合（東京都中央区）

	実 数 (単位：人)			構成比 (単位：%)		
	総数	委託調査区	それ以外の調査区	総数	委託調査区	それ以外の調査区
総数	743	150	593	100.0	100.0	100.0
回収あり	399	90	309	53.7	60.0	52.1
調査員	55	18	37	7.4	12.0	6.2
郵送	212	57	155	28.5	38.0	26.1
オンライン	132	15	117	17.8	10.0	19.7
回収なし(聞き取り)	344	60	284	46.3	40.0	47.9

また、統計調査において調査員が行う調査対象への調査票の配布、回収及びその検査等のいわゆる調査員業務の実施に当たり、個人を調査員として任命するか、集合住宅等の管理会社等と委託契約を締結し、集合住宅等の管理人に調査員業務を行ってもらおうといった調査方法の差異は、市町村が調査実施上の指導を行う際、調査員に対しては直接実施し得るものであるのに対し、集合住宅等の管理人等に調査員業務を行ってもらおう場合には、管理人等に対して直接指導を行うことが出来ず、管理会社等を通じ管理人等へ伝達する方法をとらざるを得ない点である。

以上のように本変更は、調査員の確保が困難となっていく中で、市町村における調査員確保業務の負担軽減に寄与するものであるほか、集合住宅等及びこれらに居住する世帯に詳しい者が調査員業務を実施することとなるため、面会困難な世帯との接触を可能となることも期待できること等から、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える

<確認事項>

市町村が調査実施上の指導を行う場合、調査員に対しては、直接実施し得るものである一方、委託契約により住宅等の管理人等に調査員業務を行ってもらおう場合、当該管理会社等を通じ管理人等に対し指示を伝えることとなる。

この点に関して試験調査において、調査実施上の問題等は生じなかったのか。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等 イ 調査方法の変更 （ア）オンライン調査の全国展開

(ア) オンライン調査の全国展開

【変更の概要】

調査の効率的かつ円滑な実施や報告者の利便性の向上の観点から、平成 22 年の本調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査を全国に展開するとともにスマートフォンにも対応するオンライン調査システムを構築する。

また、オンラインによる回答を推進するため、紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式で調査を実施する。

【審査結果】

統計局では、平成 22 年の本調査において東京都で試行的に導入したオンラインによる回答方式について、平成 27 年の本調査でも、世帯の回答の選択肢を増やすことによる利便性の向上や、オンライン調査システムに実装される入力内容のチェック機能による記入状況の改善等の効果が期待できるため、全国において本格的に導入することとし、それにより効果的な実施方法を検討するため、平成 27 年国勢調査第 1 次試験調査（以下「1 次調査」という。）において、以下の方式の妥当性についての検証を行った。

- ① オンラインによる回答期間を、紙の調査票による回答期間よりも前の段階に設定する方式（以下「オンライン先行方式」という。）
- ② 平成 22 年の本調査で実施した、オンラインによる回答期間と紙の調査票による回答期間を、同時とする方式（以下「オンライン並行方式」という。）

その結果、両方式による回答率を比較すると、オンライン先行方式の回答率は 25.3%、オンライン並行方式の回答率は 6.5%と、オンライン先行方式の回答率はオンライン回答並行方式の約 4 倍となっており、オンライン先行方式を採用することが有効であるとの結果が得られたことから、平成 27 年の本調査においてはオンライン先行方式を採用することとしている。

このような試験調査の検証結果等から、平成 22 年の本調査で試行的に実施したオンライン調査の全国展開については、我が国の情報通信技術（ICT）の水準を踏まえ、従来の調査手法を進化させ、正確かつ効率的な統計の作成を行うとともに、調査対象世帯の負担軽減・利便性の向上を図るなどの観点からおおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

【確認事項】

- ① オンライン先行方式は、オンライン並行方式と比べ調査員、地方公共団体の作業等が、複雑なものとなるが、これらの作業の差異を含めたオンライン調査の全国展開に係る詳細な検討結果
- ② 今回のオンライン調査の全国展開は、世界最大規模のオンライン調査ともいわれ、

極めて多数の世帯がオンラインにより回答することが想定されており、情報の可用性^(注)の観点を含め、どのような情報セキュリティの検討・対策が行われているのか。

(注) 情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(イ) 任意封入方式の導入

(イ) 任意封入方式の導入

【変更の概要】

高齢者世帯の増加に伴い、調査票に回答する際の記入支援が必要な世帯も増えていることから、調査員による記入支援や確認などを円滑に実施するとともに、誤記入などの記入不備を改善するため、報告者から調査員への調査票の提出方法について、調査票を封筒に入れ密封した形で提出する全封入方式から、世帯のプライバシー意識に配慮しつつ、封入するか否かは報告者の判断に委ねる任意封入方式に変更する。

【審査結果】

平成 17 年の本調査では、世帯のプライバシー意識の高まりなどから、調査票の記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯が増加し、調査への協力を拒むなど調査員による調査票の回収に困難を伴う事例もみられるようになった。このようなプライバシー意識の高まりに対処すべく、平成 22 年の本調査では世帯が調査票を調査員に提出する際には、封筒に封入し封を閉じる全封入方式を導入した。

その結果、統計局は、平成 22 年の本調査では、調査員が調査票の回収時に記入内容の確認等が行えないため不詳が増加した要因となっており、市町村における調査票の審査に係る事務負担が膨大となったとしている

一方、2 次調査の結果によれば、①高齢者世帯（世帯主の年齢が 60 歳以上の世帯）は、その他の世帯に比べ、ほとんどの調査項目で記入不備が多くなっている（表 1 参照）ほか、②世帯主の年齢階級別のオンライン回答の状況をみると、70 歳代は 60 歳代の半数以下の利用に留まり、高齢者世帯にオンライン回答の効果が及びにくいことが明らかとなった（表 2 参照）。

また、高齢者を含む世帯は年々増加（表 3 参照）しており、統計局はオンラインによる回答方法の他に高齢者世帯における調査票（紙）の記入状況を改善する方策が必要としている。

さらに、平成 22 年の本調査時においても、実査を担う地方公共団体から、高齢者世帯へ記入支援を行うため調査員が調査票の記入内容を確認できる仕組みに戻して欲しいとの意見も寄せられている。

これらのことを踏まえ平成 27 年の本調査では、高齢者世帯への記入支援等のため調査員への調査票の提出に当たり、提出方法を全封入方式から任意封入方式に変更することとしている。

こうした調査票の提出方法の変更については、調査員による記入支援や確認などの円滑化、誤記入などの記入不備の改善に寄与するものであることから適当と考える。

表1 調査項目（世帯員項目）、世帯主年齢階級別記入内容に不備のある世帯員の割合

表Ⅱ-11 調査項目（世帯員項目）、世帯主年齢階級別記入内容に不備のある世帯員の割合 (%)

調査項目（世帯員項目）	世帯主年齢階級別記入内容に不備の内容	40歳未満			40～59歳			60歳以上			不詳		
		不備あり	記入漏れ	ダブルマーク	不備あり	記入漏れ	ダブルマーク	不備あり	記入漏れ	ダブルマーク	不備あり	記入漏れ	ダブルマーク
		2 男女の別	1) 0.5	0.5	0.0	0.8	0.8	0.0	1.1	1.0	0.1	2.9	2.9
3 世帯主との続柄	1) 0.2	0.2	0.1	0.4	0.2	0.2	1.1	0.9	0.2	15.4	15.0	0.4	
4 出生の年月（元号・西暦）	1) 1.0	1.0	0.0	1.3	1.3	0.0	2.4	2.3	0.0	13.1	11.8	1.3	
元号・西暦と年月との整合性	2) 2.1	-	-	2.5	-	-	3.4	-	-	67.7	-	-	
5 配偶者の有無	1) 2.9	2.9	0.0	1.9	1.9	0.0	4.9	4.8	0.1	12.1	11.6	0.5	
6 国籍	1) 1.0	1.0	0.0	1.2	1.2	0.0	2.1	2.1	0.0	7.3	7.3	0.0	
外国の場合の国名	2) 1.0	-	-	1.2	-	-	2.1	-	-	7.3	-	-	
7 現在の住居における居住期間	1) 0.5	0.4	0.1	0.6	0.4	0.2	1.8	1.4	0.3	6.7	6.4	0.3	
8 5年前の住居の所在地	1) 4.5	4.3	0.2	1.4	1.2	0.2	1.4	1.4	0.0	8.1	8.1	0.0	
居住期間との整合性	2) 4.8	-	-	1.7	-	-	2.5	-	-	9.8	-	-	
他の区・市町村の場合の区・市町村名	2) 1.9	-	-	0.6	-	-	1.0	-	-	6.0	-	-	
9 就業状態	1) 1.6	1.0	0.6	1.3	0.8	0.5	4.5	3.9	0.7	8.5	7.9	0.6	
10 従業地又は通学地	1) 7.4	7.1	0.3	8.2	7.8	0.4	11.1	11.0	0.0	20.3	20.2	0.1	
就業状態との整合性	2) 7.8	-	-	8.8	-	-	11.4	-	-	20.4	-	-	
他の区・市町村の場合の区・市町村名	2) 4.9	-	-	5.3	-	-	10.2	-	-	17.8	-	-	
11 従業上の地位	1) 3.6	3.3	0.3	4.2	3.8	0.4	9.9	9.3	0.5	15.8	15.0	0.8	
就業状態との整合性	2) 3.9	-	-	4.6	-	-	10.3	-	-	16.2	-	-	
12 勤め先・業主などの名称	3) 4.4	-	-	4.3	-	-	11.0	-	-	17.0	-	-	
事業の内容	3) 4.8	-	-	5.9	-	-	12.3	-	-	17.9	-	-	
13 本人の仕事の内容	3) 5.2	-	-	6.5	-	-	11.7	-	-	18.4	-	-	

1) マーク欄における記入状況（単一マーク/blank/ダブルマーク）
 2) 関係項目との整合性
 3) フリー記入欄における記入の有無

表2 世帯主の年齢階級、電子調査票の種類別回答数

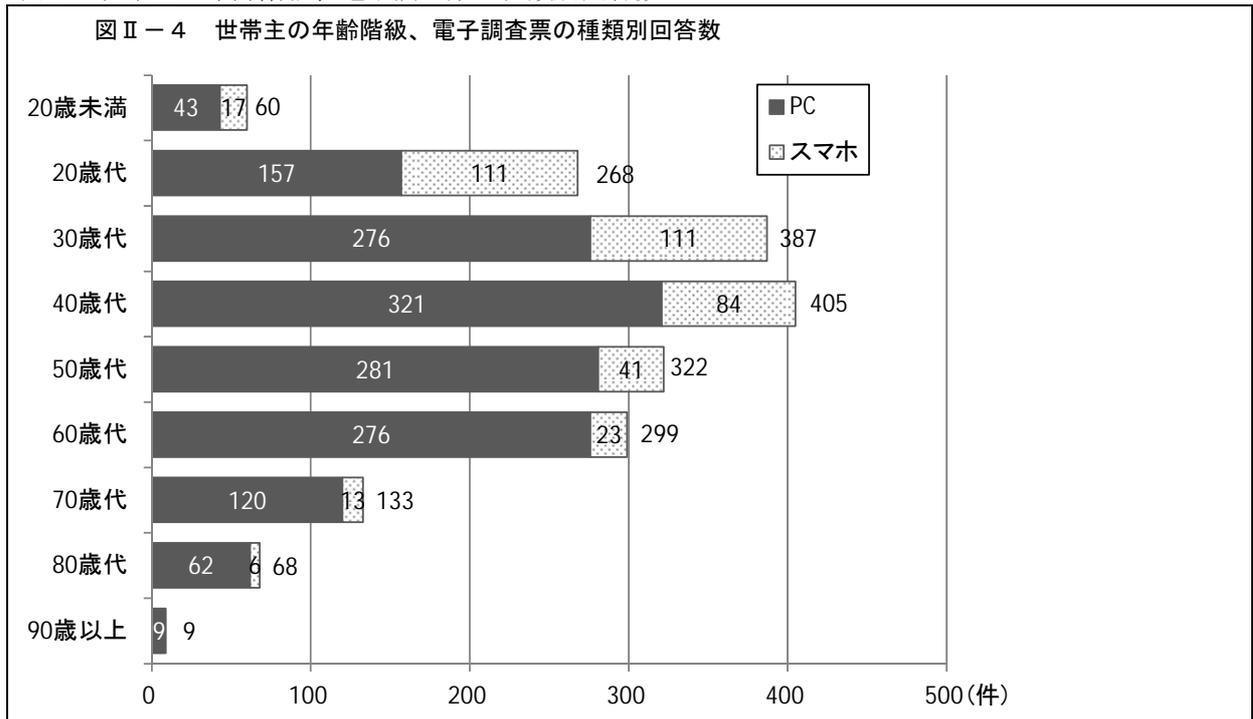


表3 平成7年～22年の世帯の家族類型別65歳以上世帯員のいる一般世帯数の推移

表13-1 世帯の家族類型別65歳以上世帯員のいる一般世帯数の推移（平成7年～22年）

世帯の家族類型	65歳以上世帯員のいる 一般世帯数（千世帯）				割合（%）				増減率（%）		
	平成 7年	12年	17年	22年	平成 7年	12年	17年	22年	平成7年 ～12年	12年～ 17年	17年～ 22年
総数	12,790	15,057	17,220	19,338	100.0 (29.1)	100.0 (32.2)	100.0 (35.1)	100.0 (37.3)	17.7	14.4	12.3
単独世帯	2,202	3,032	3,865	4,791	17.2	20.1	22.4	24.8	37.7	27.5	24.0
核家族世帯	5,149	6,783	8,398	10,011	40.3	45.1	48.8	51.8	31.7	23.8	19.2
夫婦のみの世帯	3,036	3,972	4,774	5,525	23.7	26.4	27.7	28.6	30.8	20.2	15.7
夫婦と子供から成る世帯	1,143	1,566	2,039	2,532	8.9	10.4	11.8	13.1	37.0	30.2	24.2
ひとり親と子供から成る世帯	970	1,246	1,586	1,954	7.6	8.3	9.2	10.1	28.5	27.2	23.3
その他の世帯	5,439	5,241	4,956	4,536	42.5	34.8	28.8	23.5	-3.6	-5.4	-8.5

(注1) ()内の数値は、一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる一般世帯の割合。
(注2) 平成7年から17年までの数値は、新分類区分による選及集計結果による。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等 イ 調査方法の変更 ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否

(ウ) 郵送回収方式の市町村長による採否

【変更の概要】

単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などから、調査の円滑な実施のために、調査票の郵送回収を必要とする市町村が多い一方、記入不備に伴う審査事務の負担増などから郵送回収の見直しを求める市町村もある。このようなことから調査票の郵送回収を調査方法の一つとして原則としつつも、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする。

【審査結果】

従前、本調査において、調査票の回収方法については調査員による回収に限っていたが、平成 22 年の本調査において、初めて世帯から郵送で回収する方法を調査員回収との併用により導入した（東京都のみに限ってオンラインによる提出も導入）。

しかし、統計局は、こうした郵送回収方法については、市町村から次のような意見が多数寄せられたとしている。

- ・ 単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などに伴う円滑な調査の実施のためには、郵送によって調査票を回収する調査手法を引き続き実施することが必要。
- ・ 記入不備に伴う市町村の審査事務の負担増などから、郵送回収による調査手法の見直しが必要。

このようなことから、統計局は、2次調査において、都市部以外の地域など、調査票の回収に当たって調査員への提出が大きく機能すると想定される、比較的規模の小さな一部の市町村を対象に郵送回収を行わない調査手法について検証を行った。その結果、世帯からの調査票の提出状況は郵送回収方式を導入した地域よりも良い状況が確認できたとしている。

以上のような結果から、平成 27 年の本調査では、調査票の郵送回収方式を調査票の回収方法の一つとして原則としつつも、市町村の実情に応じ、市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とするものである。

これについては、2次調査の比較的規模の小さな一部の市町村を対象に郵送回収を行わない調査手法について検証を行った結果では、調査員による回収割合は 80%以上となっている他、聞き取り調査の割合も 1%程度と改めて調査員による回収の有効性が認められるが、市町村長の判断により郵送回収を行わないとする取扱いとした場合、従前は全国同一としていた調査票の回収方法（試行実施を除く。）が調査対象世帯の常住する市町村によって異なることとなり、調査対象世帯等に混乱を招くのではないかなどの観点から、以下の点について確認する必要がある。

〈確認事項〉

- ① 本変更に係る、国（統計局）、都道府県、市町村及び調査対象それぞれのメリット及びデメリットからの考察を含む検討過程及び結果
- ② 現時点における市町村長の判断により郵送回収を行わないことも可能とする取扱いを希望する市町村の状況

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等

イ 調査方法の変更

(エ) 調査員による他計報告調査の併用

(エ) 調査員による他計報告調査の併用

【変更の概要】

平成 27 年の本調査において「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」の調査事項を追加把握するため、記入者負担の軽減を図る観点から、調査員が外観等から把握が可能である、「ト 住宅の建て方」等については、報告者自ら報告する自計報告方式から、原則として調査員による他計報告方式に変更する。

【審査結果】

1 「ト 住宅の建て方」

本調査事項は、住宅がどのように建築されているか、また、住宅の建築形式（一戸建てか共同住宅か等）と居住世帯との関係を地域別に明らかにすることを目的に昭和 55 年の本調査から調査を行っており、当該事項と世帯構成などを組み合わせて得られる統計やその地域的特徴を明らかにすることにより、住宅政策、防災対策や環境整備計画などに活用されている。

平成 27 年の本調査では、東日本大震災の影響を居住期間や人口移動の観点から把握するため簡易調査年の調査事項では無い「現在の住居における居住期間」及び「5 年前の住居の所在地」を新たに調査事項として追加する（前記(1)ーア参照）ことから、統計局は記入者の負担軽減を図る必要があるとしている。

このため統計局では、記入者負担軽減の観点から検討を行い、その結果①本調査事項は、調査員が世帯の居住する建物の外観等を確認することにより把握が可能であること、②住宅・土地統計調査（基幹統計調査：総務省統計局所管）でも「住宅の建て方」を調査しているが、従前から調査員による他計調査方式を採用しており特段の支障が生じていないことから、本調査事項の調査方法について、報告者自ら報告する自計報告方式から、オンラインにより回答した調査世帯分を除き、調査員による他計報告方式に変更したいとしている。

具体的には、従前、調査票の世帯記入欄に設けていた本調査事項を調査員記入欄に移し、以下の手順により調査員が記入するとしている。



表 調査員による「住宅の建て方」の標準的な記載手順

①	調査員は受持ちの調査区を巡回し、受持ち調査区の境界、調査区内の人が住んでいる建物、一戸建てか長屋建か共同住宅かなどを把握し、正確な調査を行うための基礎となる「調査区要図」を作成する。
②	調査員は世帯を訪問し世帯に対し、調査の趣旨を説明及び世帯人員を把握するとともに、「インターネット回答の利用案内」を配布し、オンライン回答が可能な旨を説明する。
③	調査員は上記②後、世帯から確認した男女別の世帯人員等を「調査世帯一覧」に記載し、「調査区要図」と照合・確認する。
④	調査員は、「インターネット回答促進リーフレット」を世帯の郵便受けにいれるなどしてオンラインによる回答を促進する。
⑤	オンラインで回答した世帯について、指導員からリストにより調査員へ連絡があり、調査員は調査票を配布しない世帯（オンライン回答済み世帯）を特定する。
⑥	調査員は、オンラインにより回答のなかった世帯へ調査票（紙）を配布する準備段階において、上記①で作成した「調査区要図」の情報等に基づき、調査員記入欄の「住宅の建て方」欄に記入し、調査対象世帯に調査票を配布する。

(注) オンライン調査の場合には、調査員が事前に「住宅の建て方」欄に記入することが困難であることなどから調査対象世帯が記入する自計報告方式としている。

また、2次調査における「住宅の建て方」の調査員による記入状況をみると、次表のとおり、他の世帯項目と比べても記入不備の割合は高くはなく、調査員においても把握は可能なものと考えられる。

表 2次試験調査における調査項目（世帯記入・調査員記入）別記入内容に不備のある世帯の割合

調査項目	不備の内容	不備あり		
			記入漏れ	マルチ記入
自計項目 (世帯記入)	住居の種類	6.1	5.9	0.2
	住宅の床面積の合計	17.4	14.5	3.0
他計項目 (調査員記入)	世帯の種類	6.4	6.4	0.0
	住宅の建て方	4.0	3.9	0.2

このようなことから、「住宅の建て方」について、自計報告方式から調査員による他計報告方式への変更については、記入者負担の軽減を図る観点等から、おおむね適当と考えられるが、以下の点について確認する必要がある。

<確認事項>

今回の本調査事項に係る他計報告方式の変更は、オンラインで回答しなかった調査対象世帯のみについて行い、オンラインで回答した調査対象世帯の場合については、調査員が調査区要図等の情報から調査員記入欄に記入することが困難であるとして調査対象世帯の自計報告方式のままとすることとしているが、オンライン回答を行う調査対象世帯に対しても他計報告方式とする余地がないかについて確認する必要があると考える。



2 「タ 世帯の種類」

本調査事項は、調査対象世帯が一般世帯か老人ホーム等の社会施設の入所者か等を把握するものであり、調査事項設定時の昭和 25 年の本調査から、調査員が調査対象世帯を訪問した際に把握し、調査票の調査員記入欄に記入する他計報告方式により調査を行っている。

今回、平成 27 年の本調査の計画の変更に当たり、上記 1 の「住宅の建て方」に係る他計報告方式化と合わせて、本調査事項についても実施計画上他計報告方式によるものであることを明確にすることとしており、おおむね適当であるが、以下の点について確認する必要がある。

<確認事項>

本調査事項については、「住宅の建て方」同様にオンラインで回答を行う調査対象世帯の場合には、調査員により記載が困難であることなどから、統計局は自計報告方式によることとしているが、オンライン回答を行う調査対象世帯に対しても他計報告方式とする余地はないかについて確認する必要があると考える。

(2) 報告を求めるために用いる方法の変更等 ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策

ウ 調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策

【変更の概要】

オンライン調査の全国展開に伴い報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されるため、民間事業者によるコールセンターにおいて新たに調査員からの質問にも対応するなど、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策を実施することとしている。

【審査結果】

1 コールセンターの充実・強化

コールセンターは、平成 22 年の本調査でも設置しており、主に調査対象世帯からの国勢調査に関する問い合わせの対応を行っていた。

また、東京都内ではオンライン調査を試行的に実施していたことから、技術的な問合せに対応するためのコールセンター（「テクニカルサポート」という。）を設置し対応を行っていた。

平成 27 年の本調査においては、オンライン調査の全国展開に伴い、報告者から調査員への専門的な質問が増加することが想定されるため、統計局は、従前の取組に加えコールセンターにおいて新たに調査員からの質問にも対応することとするなど、民間事業者を活用したコールセンターの充実・強化を図ることを予定している。

この結果、平成 27 年における本調査のコールセンターは、機能別に以下の 3 系統となることが予定されている。

No.	区 分	概 要
①	世帯用のコールセンター	国勢調査の基本的な質問に対応した機能
②	調査員用のコールセンター	調査員事務の支援及びオンライン回答及び郵送回答の状況に対応した機能
③	テクニカルサポート	オンライン調査の全国展開により、体系的な問合せ（専門的な事項）に対応した機能

このようなコールセンターの充実等は、オンライン調査の全国展開等により、調査対象世帯から地方公共団体への照会が増加することが予想される中、調査の円滑な実施や地方公共団体の照会業務の負担軽減に寄与するものと認められることからおおむね適当と考えられるが、以下の点について確認する必要がある。

〈確認事項〉

- (1) 平成 22 年の本調査時のコールセンターへの照会実績等はどのようになっているのか（コールセンターの設置期間中における日及び受付時間別の照会実績等）。
- (2) 平成 22 年の本調査や試験調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。
- (3) 上記(1)及び(2)などを踏まえ、平成 27 年の本調査におけるコールセンターの設置、運営等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

2 郵送提出封筒の受付事務等の民間事業者への委託

平成 17 年の本調査では、プライバシー意識や個人情報保護意識の高まり、オートロックマンションの増加など居住形態の多様化、単身世帯や夫婦共働き世帯の増加に伴う不在世帯の増加などから、調査員による調査票の配布・回収時における調査対象世帯の不在、非協力などの問題が、特に都市部において顕在化した。

このため、統計局は、平成 22 年の本調査から調査票の回収方法として、調査員による回収に加え、郵送による回収を導入し、不在がちな世帯など、調査員が面接困難な世帯からの調査票の回収に一定の成果を挙げることができたとしている。

表 平成 22 年の本調査における世帯の回答方法 (単位：%)

調査員	郵送	オンライン	持参	その他	合計
32.3	57.4	1.0	0.5	8.8	100.0

注 1：調査員欄は、郵送、オンライン、持参及びその他以外の方法による提出割合。

注 2：郵送欄は、郵便事業(株)からの請求金額に基づき算出。

注 3：オンライン欄は、国勢調査オンライン調査システムを通じて得られた回答受付件数に基づき算出した値。なおオンラインは東京都のみで実施したものであり、東京都における割合は 8.3%である。

注 4：持参欄は、地方公共団体からの報告に基づき算出。

注 5：地方公共団体からの報告（国勢調査令第 9 条第 2 項に基づいて調査した一般世帯の数）に基づき算出。

しかし、平成 22 年の本調査では、初めて郵送による回収を導入したことなどから、実査を担う市町村では、封筒の開封作業や郵送により回収した調査票の世帯を特定する作業が膨大となるなど、調査関係事務の負担が大きく増加した。

このような状況から、統計局は、平成 27 年の本調査では、市町村の事務負担の軽減を図るため、返信用封筒に世帯を特定するバーコードを印字し、返信先を国が一括で契約した民間事業者を集約するとともに、当該民間事業者がバーコードの読み取り作業を行い、回収状況の管理を行うこととする予定である。

さらに当該民間事業者は、郵送回収した調査票を市町村別、調査区別等に仕分けし、当該市町村に郵送する作業を行うこととしている。

こうした郵送提出封筒の受付事務等の民間事業者への委託については、2 次調査において、その有効性が確認されているところである。

これについては、調査の円滑な実施や地方公共団体の負担軽減に寄与するものと認められることから、おおむね適当と考えられるが、以下の点について確認する必要がある。

<確認事項>

- (1) 2 次調査の民間事業者における郵送提出封筒の受付事務の実施状況等はそのような結果だったのか（バーコードによる読み取り時間や市町村別等の仕分け及び当該市町村への調査票の郵送等）。
- (2) 2 次調査における民間事業者による郵送提出封筒の受付事務等について、

うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。

- (3) 上記(1)及び(2)などを踏まえ、郵送提出封筒の受付け事務等の民間事業者への委託についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

(3) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

【変更の概要】

調査対象者(就業者約6千万人)の職業や勤務先の産業に関する集計表については、一体で作成・公表することが望まれるが、従前は当該職業等に係る目視による符号格付^(注)業務が膨大であることから、結果利用上、優先する必要がある就業者の産業構成に関する集計を産業等基本集計として作成・公表し、その後、就業者の職業構成に関する職業等基本集計を作成・公表していた。

しかしながら、平成27年の本調査では、オンライン調査の全国展開等に伴う、産業・職業の機械的な符号格付の導入や産業・職業を同時に格付するなどの事務処理の見直しによって、集計作業が効率化されるため、集計体系を見直し、これまでの産業等基本集計及び職業等基本集計を就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表を一体として同時に作成・公表する。

さらに、上記の集計作業の効率化により、調査実施から調査結果の公表までの期間を、前回調査における3年1か月(最終公表:平成25年10月)から2年3か月(同予定:平成29年12月)に短縮する。

また、集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等も行う。

(注) 調査対象者が記載した勤務先の産業や職業について、統計処理が可能となるよう、分類基準に従い、分類符号を付与すること。

【審査結果(概要)】

1 公表の期日の早期化、集計体系の再編等

就業者の職業と勤務先は密接な関連があることから、両者を一体的に集計することは、集計表の有用性の向上に寄与するものであり、また、調査実施から調査結果の公表までの期間の短縮は研究者等の利用ニーズにも応えることから集計事項等の変更等については、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

〈確認事項〉

- ① さらなる公表の早期化を図ることができないのか。
- ② 従前は産業構造基本集計として公表されていた53表のうち18表は、新たに世帯構造等基本集計として集計・公表されることから、前回公表時期との比較では5か月遅れでの公表予定となっている。

これらの18表について、結果利用の観点等から、従前の公表期日と比べ5か月遅れることによる支障は生じないのか、また、世帯構造等基本集計自体の公表を就業状態等基本集計と同時期とすることにより、18表の公表時期を前回と同様の時期とできないのか。

表 産業等基本集計と職業等基本集計の既存の結果表の再編のイメージ

平成 27 年国勢調査		平成 22 年国勢調査	
集計区分	集計内容	集計区分	集計内容
就業状態等基本集計 (47 表) [公表予定：29 年 4 月]	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成などに関する結果	産業等基本集計 (53 表) [公表実績：24 年 4 月]	人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果
世帯構造等基本集計 (42 表) [公表予定：29 年 11 月] (注)	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果	職業等基本集計 (36 表) [公表実績：24 年 11 月]	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果

(注) 世帯構造等基本集計の公表予定は、産業等基本集計の世帯に関する部分に対し前回との比較で 2 か月早期化となるが、産業等基本集計の世帯に関する部分に対し前回との比較で 5 か月遅れとなる。

2 調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等

平成 27 年の本調査は簡易調査であるため、大規模調査の調査事項である、「在学、卒業等教育状況」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」及び「住宅の床面積」^(注)に関する集計表を削除する一方、統計利用者の利便性向上等の観点から、以下の集計表 (15) を追加することとしている。

(注) 「住宅の床面積」は、平成 27 年の本調査から大規模調査の調査事項化を予定 (前述 (1) - イ参照)。

これら 15 表のうち 14 表は、一般的な統計利用者 (いわゆるライトユーザー) が検索しやすいように集計表の利便性 (地域間比較等)などを考慮し、表側を地域としたシンプルな構造の結果表の追加を予定しているものであり、統計利用者の利便性向上等の観点からおおむね適当と判断されるが、以下の点について確認する必要があると考える。

なお、残りの 1 表については、東日本大震災が人口移動に与えた影響の把握を目的とした、調査事項の追加 (「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5 年前の住居の所在地」)に伴い、関連の集計表を追加するものであり、当該集計表の審査結果については、P 1 「(1) 報告を求める事項の追加・削除 ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5 年前の住居の所在地」の追加」参照。

<確認事項>

追加予定の集計表に係る個別の追加理由、把握できる情報、想定される利用者ニーズ

【審査結果（詳細）】

1 公表の期日の早期化、集計体系の再編等

国勢調査の結果は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）に基づく選挙区の改定や地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく地方交付税交付金の算出等の各種法令に基づく利用のほか、防災や少子・高齢化等の行政上の施策への利用、さらに他の統計調査における標本抽出等に不可欠な情報として幅広く利用されており、その有効性の向上の観点から公表期日のより一層の早期化が望まれている。

(1) 平成22年国勢調査の結果の公表状況等

平成22年の本調査の結果の公表については、調査実施の5か月後の平成23年2月に人口及び世帯数に関する人口速報集計の公表を行っているものの、そのすべての公表には3年1か月（最終公表：抽出詳細集計等。平成25年10月）の期間を要している。

表 平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等の状況

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	全国結果の公表実績
速報集計	人口速報集計	人口及び世帯数	—	—	平成23年2月 (H23/2/25)
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果	小分類	小分類	平成23年6月 (H23/6/29)
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果	—	—	平成23年10月 (H23/10/26)
	産業等基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	—	平成24年4月 (H24/4/24)
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類	平成24年11月 (H24/11/16)
抽出詳細集計		就業者の産業、職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	平成25年10月 (H25/10/29)
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	—	平成24年6月 (H24/6/26)
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類	平成25年2月 (H25/2/19)
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業、職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	平成25年10月 (H25/10/29)
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	平成24年1月 (H24/1/31)
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態、産業別構成及び教育に関する結果	大分類	—	平成24年7月 (H24/7/31)
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果	—	大分類	平成25年3月 (H25/3/26)
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	(H24/1/20)
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	—	(H24/5/29)
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果	—	大分類	(H24/12/11)
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—	(H24/12/11)

移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	-	-	(H24/5/29)
---------------------	----------------------	---	---	------------

これは、本調査が本邦の全世帯及び世帯員を対象とし、他に類を見ない規模で行われる極めて大規模な統計調査であることはいかに及ばず、調査事項「コ 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業分類）」及び「シ 仕事の種類（職業分類）」の把握に当たり、選択肢によるものではなく^(注)、例えば職業であれば本人が実際にしている主な仕事の内容を詳しく記載してもらい、集計の際に職業分類の符号への格付けを行うことが必要であること等から、集計等に多大な日数を要することが主な要因となっている。

なお、本調査の集計に当たっては、調査票をOCR（光学式文字認識装置）によりイメージとして電磁的読み取りを行った後、内容を文字化して一義的には自動的に符号格付け（機械による符号格付け）を行うが、調査票の記載内容は多種多様なため、その大半は人手による符号格付けとなっている。

(注) 国勢調査で集計に使用する産業分類、職業分類は、大分類でもそれぞれ19区分、11区分あり、記入者が自分の勤め先や仕事の内容について、その分類区分を判断することは相当の困難が伴うため、報告者には自由記入させ、統計局において記入内容を基に分類区分を決定し、符号化している。

(2) 平成27年国勢調査における公表期日の早期化等に関する検討

ア オンライン調査の全国展開に伴う符号格付業務の効率化

平成27年の本調査では、報告者の利便性を高めるとともに、オンライン調査システムにおける入力項目をチェックする仕組みを活用することにより、記入状況の改善を図るため、平成22年の本調査において東京都で試行的に導入したオンライン調査の全国展開を予定している。

オンライン調査システムの入力項目をチェックする仕組みは、回答しなければいけない調査事項を回答せずに次の調査事項を回答しようとした場合に、注意喚起のメッセージが表示される等のものであり、前述(1)の産業分類及び職業分類に係る、記載内容までにはそのチェックは及ばない。

統計局では、紙の調査票における回答では、記載した文字の崩れ等により判読・文字化が困難であることによる格付不能が発生することがあったが、オンライン調査では入力した文字を判読できないという事象は発生しないため、機械的な符号格付けを容易に行うことができるようになるものと想定された。

このような想定を検証のため、統計局は、1次調査のオンライン回答につき、産業大分類及び職業大分類の自動格付の結果について目視格付（人手による格付）の結果との比較を行った。

この結果、産業大分類では、自動格付が可能であった回答は全体の68.3%となっており、このうち自動格付と目視格付との結果が一致した割合は97.5%と、ほとんどの回答が一致しており、オンライン回答における自動格付の有用性が確認できた。

さらに、自動格付を行ったことができなかつた回答についても、このうち97.7%は目視による格付けが可能であり、オンライン回答のほぼ100%は符号格付が可能であることが確認できた。

表 オンライン回答における自動格付及び目視格付の別、産業大分類格付の可否
(平成27年国勢調査第1次試験調査)

		目視格付		
		格付可	格付不可	
実数	自動格付	4,246	4,214	32
	格付可	2,900	2,899	1
	うち自動格付と目視格付の結果一致	-	2,827	-
	格付不可	1,346	1,315	31
構成比%	自動格付	100.0	99.2	0.8
	格付可	68.3	68.3	0.0
	うち自動格付と目視格付の結果一致	自動格付が格付可のうち97.5%		
	格付不可	31.7 [100%]	31.0 [97.7%]	0.7 [2.3%]

また、職業大分類でも産業分類と同様の傾向がみられ、自動格付が可能であった回答は全体の68.9%で、このうち自動格付と目視格付との結果が一致した割合は96.9%となっており、オンライン回答における自動格付の有用性が確認できた。

同じく自動格付を行うことができなかつた回答についても、このうち98.0%は目視による格付けが可能であり、やはりオンライン回答のほぼ100%は符号格付が可能となるとの有意な結果が確認できた。

表 オンライン回答における自動格付及び目視格付の別、職業大分類格付の可否
(平成27年国勢調査第1次試験調査)

		目視格付		
		格付可	格付不可	
実数	自動格付	4,246	4,218	28
	格付可	2,925	2,924	1
	うち自動格付と目視格付の結果一致	-	2,835	-
	格付不可	1,321	1,294	27
構成比%	自動格付	100.0	99.3	0.7
	格付可	68.9	68.9	0.0
	うち自動格付と目視格付の結果一致	自動格付が格付可のうち96.9%		
	格付不可	31.1 [100%]	30.5 [98.0%]	0.6 [2.0%]

以上の結果を踏まえ、統計局では平成27年本調査から全国展開するオンライン調査は、産業分類及び職業分類の符号格付作業の効率化に資するものであり、ひいては符号格付けを必要とする調査事項の集計作業の効率性を向上させるものであるとの結論を得ている。

イ 集計体系の再編

(7) 集計体系の基本構造

本調査の集計体系の構造は、従前は、別添「国勢調査集計体系及び結果の

公表・提供等一覧の変更点」(変更前)のとおり、調査結果の早期提供を目的とした速報集計(人口速報集計、抽出速報集計)を除き、原則として次の3つの基本集計の体系を踏襲し、従業地・通学地集計、人口移動集計、小地域集計を行っている。

- ① 人口等基本集計：人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果
- ② 産業等基本集計：人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果
- ③ 職業等基本集計：就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果

(イ) 産業等基本集計と職業等基本集計の再編

基本集計の集計に当たり、「産業等基本集計」については産業分類を、また、「職業等基本集計」については、職業分類を使用している。

両基本集計については、就業者の職業と勤務先の産業に密接な関連があることから、本来、産業・職業ごとに集計するのではなく統合して集計することが望ましいものである。

しかし、従来は、就業者(約6千万人：平成22年国勢統計)に対する符号格付け業務(従前は一部機械的格付けを行ったものの、多くは目視格付けにより実施)は膨大であり、地方交付税の算定等の法的利用などを勘案し、産業に関する集計表の優先的な作成・公表が必要であることから、やむを得ず産業等基本集計(前回公表：平成24年4月)と職業等基本集計(同：平成24年11月)に区分し、前者を後者に優先して集計・公表を行ってきた。

今回、前述アのとおり、オンライン調査の全国展開に伴い、産業分類及び職業分類の符号格付作業が効率化されることから、両基本集計を下表のとおり、「職業状態等基本集計」及び「世帯構造等基本集計」に再編整理する。

表 産業等基本集計と職業等基本集計の既存の結果表の再編のイメージ

平成27年国勢調査		平成22年国勢調査	
集計区分	集計内容	集計区分	集計内容
就業状態等基本集計 (47表)	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成などに関する結果	産業等基本集計 (53表)	人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果
世帯構造等基本集計 (42表)	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果	職業等基本集計 (36表)	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果

「就業状態等基本集計」は、人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成などに関する結果を取りまとめるものである。統

計局は、当該集計の作成により、就業者の就業状態をより詳細に把握できるようになるとしている。さらに、基本集計に付帯する従業地・通学地集計や小地域集計も産業・職業分類をとりまとめて集計することにより、通勤形態（従業地・通学地）や町丁・字等レベルでの就業状態など、就業状態に係る調査項目を網羅した幅広い集計表の活用が期待される。

また、「世帯構造等基本集計」は、母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果を取りまとめるものである。統計局は、当該集計の作成により詳細な世帯構造が把握できるようになり、いわゆる「共働き世帯・専業主婦世帯」や「子育て世帯」等における詳細な就業状態の分析等の利活用が期待されるものであるとしている。

なお、これらの再編に当たっては、例えば、職業状態等基本表の集計グループ「労働力状態・産業・従業上の地位」（17表）は、産業等基本集計の「労働力状態・産業・従業上の地位」（10表）及び職業等基本集計「産業・職業・従業上の地位」（7表）の従来集計していた結果表を網羅しグループ化することとしており、再編に当たって従前の集計表が削減されるようなことはなく、再編後も時系列比較が不可能となるような状況は生じない。

このようなことから、集計体系の再編については特段の問題はないものと考えている。

表 産業等基本集計及び職業等基本集計の既存の結果表の再編後の対応状況

22年集計			27年集計				
集計名	表数	集計グループ	集計グループ	表数	集計名		
産業等基本集計 (53表)	10	労働力状態・産業・従業上の地位	労働力状態・産業・従業上の地位	17	就業状態等基本集計 (47表)		
	3	居住期間	世帯主との続き柄・労働力状態	1			
	1	世帯主との続き柄・労働力状態	世帯の家族類型・労働力状態	4			
	3	世帯の家族類型・労働力状態	親(夫婦)の労働力状態・子供	6			
	4	世帯の家族類型・子供	夫婦の年齢・労働力状態	4			
	6	親(夫婦)の労働力状態・子供	住居の状態・労働力状態	1			
	3	夫婦の年齢・労働力状態	都市計画の地域区分	5			
	1	高齢夫婦世帯	外国人の労働力・産業・教育	9			
	5	母子世帯	居住期間	6		世帯構造等基本集計 (42表)	
	5	父子世帯	世帯の家族類型・子供	4			
	1	住居の状態・労働力状態	高齢夫婦世帯	1			
	5	都市計画の地域区分	母子世帯	6			
	6	外国人の労働力・産業・教育	父子世帯	5			
	職業等基本集計 (36表)	7	産業・職業・従業上の地位	世帯の経済構成			2
		3	居住期間	従業・通学時の世帯の状況			4
1		世帯の家族類型・労働力状態	世帯主と世帯人員	3			
1		夫婦の労働力状態	母とその同居児	8			
1		母子世帯	親子の同居	3			
2		世帯の経済構成					
3		外国人の職業					
4		従業・通学時の世帯の状況					
3		世帯主と世帯人員					
8		母とその同居児					
3	親子の同居						

(注1) 22年集計の結果表数には、大規模調査の調査項目である、「在学、卒業等教育状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」に関する結果表を除いているため、22年集計表の総数と

は合わない。
 (注2) 27年集計には、既存の結果表のほかに、ユーザーの利便性向上の観点から、就業状態基本表で5表、世帯構造等基本集計で4表の追加を予定している。

ウ 公表期日の早期化

平成27年の本調査では、前述のような符号格付業務の効率化、産業及び職業に関する集計表の再編により、次表のとおり、調査結果の公表について調査実施時期から調査結果の公表までの期間を前回調査の3年1か月後（最終公表、抽出詳細集計：平成25年10月）から2年3か月後（同予定、抽出詳細集計：平成29年12月）に短縮することとしている。

表 平成27年国勢調査の主な集計区分の公表予定

集計区分		公表予定時期（前回公表時期）	前回の公表時期との比較
速報集計	人口速報集計	平成28年 6月（23年 2月）	前回同時期
	抽出速報集計	平成28年 6月（23年 6月）	前回同時期
基本集計	人口等基本集計	平成28年10月（23年10月）	前回同時期
	就業状態等基本集計	平成29年 4月 (24年 4月)	前回同時期：産業等基本集計の産業分類に関する部分の結果表との比較
		平成29年 11月 (24年 11月)	7か月早期化：職業等基本集計の職業分類に関する部分の結果表との比較
世帯構造等基本集計	平成29年 9月 (24年 4月) (24年 11月)	5か月遅れ：産業等基本集計の世帯に関する部分の結果表との比較 2か月早期化：職業等基本集計の世帯に関する部分の結果表との比較	
抽出詳細集計		平成29年12月（25年10月）	10か月早期化

(注) 本表記載の集計区分のほか、従業地・通学地集計、人口移動集計及び小地域集計についてもその公表については、前回同時期ないし8か月から10か月早期化を行う予定であり、その詳細は別添「国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧の変更点」参照。

本調査は、各種法定利用や他の統計調査における標本調査の調査区フレームへの利用のためなどから、その公表の早期化が望まれていることなどから、公表全体の期間の短縮については、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認する必要があると考える。

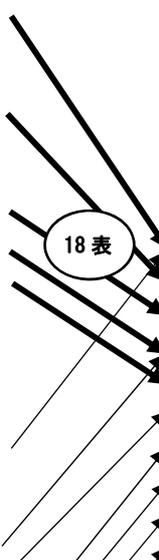
<確認事項>

- ① さらに公表の早期化を図ることができないのか。
- ② 従前は産業等基本集計として公表されていた53表のうち18表は、新たに世帯構造等基本集計として集計・公表されることから、次表のとおり前回公表時期との比較では5か月遅れでの公表予定となっている。

これらの18表について結果利用の観点等から、従前の公表期日と比べ5か月遅れることによる支障は生じないのか、また、世帯構造等基本集計自体の公表を就業状態等基本集計と同時期とすることにより、18表の公表時期を前回と同様の時期とできないのか。

表 世帯構造基本集計への既存の結果表の再編状況

22年集計			27年集計		
集計名	表数	集計グループ	集計グループ	表数	集計名
産業等基本集計 (53表) 公表実績 24年4月	10	労働力状態・産業・従業上の地位	労働力状態・産業・従業上の地位	17	就業状態等基本集計 (47表) 公表予定 29年4月
	3	居住期間	世帯主との続き柄・労働力状態	1	
	1	世帯主との続き柄・労働力状態	世帯の家族類型・労働力状態	4	
	3	世帯の家族類型・労働力状態	親(夫婦)の労働力状態・子供	6	
	4	世帯の家族類型・子供	夫婦の年齢・労働力状態	4	
	6	親(夫婦)の労働力状態・子供	住居の状態・労働力状態	1	
	3	夫婦の年齢・労働力状態	都市計画の地域区分	5	
	1	高齢夫婦世帯	外国人の労働力・産業・教育	9	
	5	母子世帯	居住期間	6	
	5	父子世帯	世帯の家族類型・子供	4	
	1	住居の状態・労働力状態	高齢夫婦世帯	1	
	5	都市計画の地域区分	母子世帯	6	
	6	外国人の労働力・産業・教育	父子世帯	5	
職業等基本集計 (36表) 公表実績 24年11月	7	産業・職業・従業上の地位	世帯の経済構成	2	世帯構造等基本集計 (42表) 公表予定 29年9月
	3	居住期間	従業・通学時の世帯の状況	4	
	1	世帯の家族類型・労働力状態	世帯主と世帯人員	3	
	1	夫婦の労働力状態	母とその同居児	8	
	1	母子世帯	親子の同居	3	
	2	世帯の経済構成			
	3	外国人の職業			
	4	従業・通学時の世帯の状況			
	3	世帯主と世帯人員			
	8	母とその同居児			
3	親子の同居				



(注1) 22年集計の結果表数には、大規模調査の調査項目である、「在学、卒業等教育状況」及び「従業地又は通学地までの利用交通手段」に関する結果表を除いているため、22年集計表の総数とは合わない。

(注2) 27年集計には、既存の結果表のほかに、ユーザーの利便性向上の観点から、就業状態等基本表で5表、世帯構造等基本集計で4表の追加を予定している。

2 調査事項の追加・削除に伴う所要の変更等

平成27年の本調査は簡易調査であるため、大規模調査の調査事項である、「在学、卒業等教育状況」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」及び「住宅の床面積」^(注)に関する集計表を削除する一方、統計利用者の利便性向上等の観点から、以下の集計表(15)を追加することとしている。

(注)「住宅の床面積」は、平成27年の本調査から大規模調査の調査事項化を予定(前述(1)ーイ参照)。

これら15表のうち14表は、一般的な統計利用者(いわゆるライトユーザー)が検索しやすいように集計表の利便性(地域間比較等)などを考慮し、表側を地域としたシンプルな構造の結果表の追加を予定しているものであり、統計利用者の利便性向上等の観点からおおむね適当と判断されるが、以下の点について確認する必要があると考える。

なお、残りの1表については、東日本大震災が人口移動に与えた影響の把握を目的とした、調査事項の追加(「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」)に伴い、関連の集計表を追加するものであり、当該集計表の審査結果については、P3「(1)報告を求める事項の追加・削除 ア 「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加」参照。

<確認事項>

追加予定の集計表に係る個別の追加理由、把握できる情報、想定される利用者ニーズ

国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧の変更点

別添

変更後(平成27年国勢調査)

変更前(平成22年国勢調査)

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	全国結果の公表予定 カッコ書きは 前回公表との比較	集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	全国結果の公表実績	前回調査からの主な変更点等
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	-	-	平成28年2月 (前回同時期)	速報集計	人口及び世帯数の早期提供	-	-	平成23年2月 (H23/2/25)	・男女別人口を集計する方向で検討中
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	平成28年6月 (前回同時期)	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	平成23年6月 (H23/6/29)	-
基本集計	人口等基本集計	人口,世帯,住居に関する結果及び外国人,高齢者世帯等に関する結果	-	-	平成28年10月 (前回同時期)	基本集計	人口,世帯,住居に関する結果及び外国人,高齢者世帯等に関する結果	-	-	平成23年10月 (H23/10/26)	-
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態,夫婦,子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成などに関する結果	大分類	大分類	平成29年4月 (産業: 前回同時期) (職業: 7か月前倒し)	産業等基本集計 (第2次基本集計)	人口の労働力状態,就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	-	平成24年4月 (H24/4/24)	・産業等基本集計及び職業等基本集計に係る結果表を統合・再編 ・前回職業等基本集計に係る一部結果表については,公表時期を7か月早める。
	世帯構造等基本集計	母子・父子世帯,親子の同居等の世帯の状況に関する結果	大分類	大分類	平成29年9月 (2か月前倒し)	職業等基本集計 (第3次基本集計)	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類	平成24年11月 (H24/11/16)	・産業等基本集計及び職業等基本集計に係る結果表と統合・再編 ・公表時期を2か月早める。
	抽出詳細集計	就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	平成29年12月 (10か月前倒し)	抽出詳細集計	就業者の産業,職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	平成25年10月 (H25/10/29)	・公表時期を10か月早める。 (全集計を2年3か月で完了)
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口及び就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	平成29年6月 (人口・産業: 前回同時期) (職業: 8か月前倒し)	従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	-	平成24年6月 (H24/6/26)	・基本集計に合わせて人口・産業等集計及び職業等集計を統合。それにより,職業等集計に係る結果表について,公表時期を8か月早める。
						従業地・通学地集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類	平成25年2月 (H25/2/19)	
		従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業・職業中分類別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	平成29年12月 (10か月前倒し)	従業地・通学地集計	従業地による就業者の産業,職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	平成25年10月 (H25/10/29)

国勢調査集計体系及び結果の公表・提供等一覧の変更点

変更後(平成27年国勢調査)

集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	全国結果の公表予定 カッコ書きは 前回公表との比較
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	-	-	平成29年 1月 (前回同時期)
	移動人口の就業状態等集計	大分類	大分類	平成29年 7月 (産業： 前回同時期) (職業： 8か月前倒し)
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	-	-	該当する基本集計等の 公表後に集計し、地理 データ等を活用して秘 匿処理を施した上で、 速やかに公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	大分類	大分類	
	世帯構造等基本集計に関する集計	-	-	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	-	-	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	-	-	

変更前(平成22年国勢調査)

集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	全国結果の公表実績	前回調査からの主な変更点等
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	-	-	平成24年 1月 (H24/1/31)	・「人口移動集計」に関する結果表を集計 (平成27年は簡易調査年ではあるが、東 日本大震災後の状況把握のため、調査項 目に「居住期間」、「5年前の住居の所在 地」を追加) ・基本集計に合わせて産業等集計及び職 業等集計を統合。それにより、職業等集 計に係る結果表について、公表時期を 8か月 早める。
	移動人口の産業等集計	大分類	-	平成24年 7月 (H24/7/31)	
	移動人口の職業等集計	大分類	大分類	平成25年 3月 (H25/3/26)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	-	-	(H24/1/20)	・産業等基本集計及び職業等基本集計に 係る結果表を統合・再編 ・産業等基本集計及び職業等基本集計に 係る結果表を統合・再編
	産業等基本集計に関する集計	大分類	-	(H24/5/29)	
	職業等基本集計に関する集計	-	大分類	(H24/12/11)	
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	-	-	(H24/12/11)	
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	-	-	(H24/5/29)	

「集計対象」、「表章地域」、「結果の公表及び提供方法」は、前回平成22年調査と同等

(4) その他

① 東日本大震災に伴う計画の一部変更

① 東日本大震災に伴う計画の一部変更

【変更の概要】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波、原子力発電所事故（以下「東日本大震災」という。）は、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼしている。

東北地方の一部の市町村については、原発被災地域であることや調査員確保が困難等であること、あるいは市町村役場の機能等が低下していることなど、東日本大震災の影響により、調査の実施に大きく支障が生じていることから当該市町村における、調査方法等については、地域の実状を勘案し別途総務大臣が定めるものとしたいとするもの。

【審査結果】

統計局は、上記のとおり、東日本大震災の影響により、調査の実施に大きく支障が生じている市町村が存在するため、調査方法等については被災地支援の観点等から地域の実状を勘案し別途決定したいとするものであり、おおむね適当と判断されるが、以下の点について確認することが必要と考える。

〈確認事項〉

別途定めるとしている調査方法等の内容や当該市町村の概況

(4) その他
② その他

② その他

【審査結果】

世帯一覧及び調査区要図を以下のとおり変更を予定している。

これらについては、調査事務の円滑化や調査関係書類の審査の効率化のためのものであることから、適当であると考えます。

表 国勢調査調査世帯一覧の変更点

変更前									
A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について									
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者(名字)	(3) 所在地(番地・号など)	(4) 調査票枚数	(5) 備考	(6) 調査員使用欄	(7) 指導員使用欄	(8) 備考	(9) 備考	(10) 指導員使用欄

変更後									
A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について									
(1) 世帯番号	(2) 世帯主又は代表者の氏名	(3) 所在地(番地・号など)	(4) 建物の名称	(5) 世帯員の数	(6) 調査票枚数	(7) 提出状況	(8) 備考	(9) 備考	(10) 指導員使用欄
				総数 男 女		未 答 返 票 数			
						本 欄 予 留			

調査員記入

追加

追加

【変更点・変更理由】

- ① 「世帯員の数(総数及び男、女)」の追加及び「指導員使用」欄における(世帯員数)の削除(人口速報集計における男女別世帯員数の公表のため)
- ② 「建物の名称」欄の追加(オートロックマンション等の共同住宅の情報の管理による調査員事務の円滑化のため)
- ③ 「提出状況」欄の追加(オンライン先行方式の採用等による、調査員段階における回答状況の管理に供するため)

表 国勢調査調査区要図の変更点

変更前		調査区要図	
◆墨の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。		調査員 氏名 _____ 調査区 の区域 _____	
郵便局名	市町村名	区名	調査区番号 (単位区番号)
			総務省統計局

変更後		調査区要図	
◆墨の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。		調査員 氏名 _____ 調査区 の区域 _____	
郵便局名	市町村名	区名	市区町村コード
			調査区番号 (単位区番号)
			追加

【変更点・変更理由】

市区町村コードの追加(調査書類審査の効率化のため)

2 特記事項

- (1) 統計委員会答申における「今後の課題」についての検討状況
 (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)における指摘事項についての対応状況

- (1) 「諮問第 18 号の答申国勢調査の変更について」(平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号)における「今後の課題」

<p>3. 今後の課題</p> <p>平成 27 年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成 22 年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。</p> <p>なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。</p>
--

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定)(抜粋)
 別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策 「第 2 公的統計の整備に関する事項」

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	◎ 国勢調査について、ICT や高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。

【審査結果】

前回の平成 22 年の本調査に係る統計委員会の答申(諮問第 18 号の答申 国勢調査の変更について(平成 21 年 9 月 14 日付け府統委第 73 号)。以下「前回答申」という。)における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本計画」という。)における指摘と今回の申請に係る変更事項との対応は、次表のとおりとなっている。

前回答申の今後の課題における「調査票様式について「4 名連記式」から「3 名連記式」への変更の可否等を検討」以外の課題等については、いずれも所要の対応がとられているものと判断され、おおむね適当であるとする(個別の審査結果については、次表の該当ページ参照)。



表 前回答申の今後の課題及び基本計画の指摘の諮問の概要の該当箇所について

前回答申の今後の課題	基本計画の指摘	諮問の概要における該当箇所
①調査事項の改善の検討	—	①：2(1)ア「キ 現在の住居における居住期間」及び「ク 5年前の住居の所在地」の追加 〈審査メモ：3ページ〉 ①：2(1)イ「テ 住宅の床面積」の削除 〈審査メモ：5ページ〉
②調査方法の改善の検討	②調査方法の見直し ①オンライン調査の対象を全国に拡大 ②報告者の特性に配慮した記入者支援	②：2(2)ア調査組織の変更（集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託） 〈審査メモ：8ページ〉 ①：2(2)イ(ア)オンライン調査の全国展開 〈審査メモ：10ページ〉 ②：2(2)イ(イ)任意封入方式の導入 〈審査メモ：11ページ〉 ②：2(2)イ(ウ)郵送回収方式の市町村長による採否 〈審査メモ：15ページ〉 ②：2(2)イ(エ)調査員による他計報告調査の併用 〈審査メモ：16ページ〉
③調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討	—	該当する箇所なし
—	④調査結果の一層の公表時期の早期化	④：2(3)集計事項及び調査結果の公表の期日の変更 〈審査メモ：22ページ〉

一方、調査票様式についての「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討については、統計局は、2次調査において、「4名連記式（甲）」及び「3名連記式（乙）」の両様式で調査を実施し、これらへの記入状況を比較した結果、大きな差は認められなかったことから、引き続き調査票については「4名連記式」とする結論に至ったとしているが、当該結論に至った検討経緯等を確認する必要があると考える。